

病院の開設及び運営に伴う基本的事項に関する覚書

三鷹市（以下「甲」という。）と医療法人社団永寿会（以下「乙」という。）は、井口一丁目8番用地の医療事業者誘致選定に係るプロポーザルの結果に基づき、同用地上に開設する病院（以下「本件病院」という。）の開設及び運営に関する基本的な事項について合意に達したので、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

また、本覚書に基づき、本件病院の開設及び運営に関する具体的な事項について協議の上、基本協定を別途締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙の双方の信頼と協調の下に、本件病院の開設及び運営に当たることを確認し、その基本的な事項を定めるものである。

（本件病院の開設目的）

第2条 本件病院は、災害時及び新興感染症対策に柔軟に対応できる体制を確保するとともに、地域の医療機関との緊密な連携により、質の高い医療を提供する地域の医療拠点、地域住民の健康づくりに資する拠点として開設し、地域の安定的な医療体制の維持・向上を図ることを目的とする。

（病院用地）

第3条 本件病院の用地は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 東京都三鷹市井口一丁目8番2
- (2) 用地面積 5,500.01㎡
- (3) 地目 宅地

（用地の貸付）

第4条 本件病院の用地は甲が乙へ有償で貸し付けることとし、別途、甲と乙との間で定期借地権設定契約を締結するものとする。ただし、契約の成立には、三鷹市議会における議決を要することから、議会の議決を得られずに契約に至らなかった場合であっても、甲はこれによって乙に生じた損害につき賠償の責めを負わないものとする。

2 その他用地の貸付に関する事項は、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

（開設及び運営主体等）

第5条 本件病院は、第3条の本件病院の用地に乙が開設し、これを乙が運営するものとする。

2 本件病院の開設及びその後の運営に係る経費については、乙がこれを負担するものとする。

（開設時期）

第6条 本件病院の開設時期は、2028（令和10）年を目標とする。

(本件病院の運営及び医療機能等)

第7条 乙は、本件病院の運営、医療機能及び施設整備等に関する具体的な事項について、「井口一丁目8番用地の医療事業者誘致選定に係るプロポーザル公募要項」における公募条件及び乙の希望貸付価格を含む提案内容等を遵守するものとし、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

(信義誠実の原則)

第8条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を履行しなければならない。

(覚書の解除等)

第9条 甲又は乙の一方が、本覚書の趣旨に反する重大な違反をし、その違反により本覚書の目的を達成することができないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対し文書による催告をした上で、本覚書を解除することができる。

2 甲又は乙の一方が、本覚書の解除又は一部変更を申し出た場合において、甲乙協議の上で合意したときは、本覚書の解除又は一部変更を行うことができる。

3 前2項の規定による本覚書の解除又は一部変更を行ったことにより、甲又は乙に損害が生じたときは、第1項の違反をした者その他当該損害の発生について責めを負うべき者において、当該損害を受けた者に対してその損害を賠償するものとする。その場合において、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年10月18日

甲 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市
三鷹市長 河村 孝

乙 東京都三鷹市上連雀五丁目23番10号
医療法人社団 永寿会
理事長 吉田 正一